



宮 崎 県 公 報

平成30年9月10日 (月曜日) 第 3028 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) …… (自然環境課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 …… (“ ”) 1
- 林業用種苗生産事業者の登録 …… (森林経営課) 2
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 …… (水産政策課) 2

頁

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見 …… (商工政策課) 2
- 砂利採取業務主任者試験の実施 …… (企業振興課) 2
- 教育委員会規則**
- 指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の一部を改正する規則 …… 3
- 教育委員会告示**
- 宮崎県指定有形文化財の指定 …… 3

告 示

宮崎県告示第 718号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年9月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字大谷山5300-2
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 719号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年9月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字水志15-2、15-4
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 720号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年9月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字高八重4710-1、4710-4
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 721号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年9月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次

に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和42年6月9日宮崎県告示第458号、昭和42年12月15日宮崎県告示第974号、昭和44年3月4日宮崎県告示第162号、昭和50年9月26日宮崎県告示第1308号、昭和54年1月30日宮崎県告示第112号、昭和55年6月18日農林水産省告示第897号、昭和59年2月24日宮崎県告示第237号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第722号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

平成30年9月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1343	黒木 訓 日向市東郷町山陰丙 394番地	採取	幼苗の育成	柿ノ木田農園 日向市東郷町山陰丙 394番地

宮崎県告示第723号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成30年9月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成30年7月17日
発起人の住所及び氏名	日南市 外山 喜巳吉 日南市 外山 丈夫
加入区 の 名 称	日南市第一加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち旧鶴戸支所の地域
区 分	小型定置漁業

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、串間市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス串間店
串間市大字西方6809番2 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者の住所の変更
平成30年8月6日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成30年9月10日から平成30年10月10日まで

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成30年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成30年9月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 試験の日時
平成30年11月9日（金曜日）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
宮崎市旭1丁目3番6号
宮崎県庁7号館 742号室
- 3 受験願書の受付期間
平成30年9月25日（火曜日）から10月12日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。なお、郵送の場合は、10月12日付けの消印のあるもので有効とする。
- 4 受験願書の提出先
宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部企業振興課
- 5 受験願書の提出方法
郵送又は持参
- 6 受験手数料
8,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 7 その他
 - ・ 受験願書は、宮崎県商工観光労働部企業振興課において配布する。
郵送を希望する場合は、返信用封筒（21センチ5ミリ×30センチ以上）に切手を貼り、宛先明記の上請求すること。
なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。

- ・ 詳細については、宮崎県商工観光労働部企業振興課（電話09 85-26-7095）に問い合わせること。

教育委員会規則

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月10日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会規則第13号

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則（平成20年宮崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）<u>第25条の2第5項及び第6項の規定に基づき</u>、指導が不適切な教員に係る認定等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定の手続等)</p> <p>第3条 県教育委員会は、<u>法第25条の2第1項の認定に当たっては</u>、市町村立学校教員にあっては所管する市町村教育委員会教育長、県立学校教員にあっては当該県立学校の校長（以下「所属長等」という。）からの申請によって行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 県教育委員会は、<u>法第25条の2第1項及び第4項の認定に当たっては</u>、当該教員から書面又は口頭により意見を聴くものとする。</p> <p>(審査委員会)</p> <p>第4条 県教育委員会は、<u>法第25条の2第1項及び第4項の認定に当たっては</u>、教育学、医学、心理学その他の児童生徒に対する指導に関する専門的知識を有する者及び保護者で構成する審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）<u>第25条第5項及び第6項の規定に基づき</u>、指導が不適切な教員に係る認定等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定の手続等)</p> <p>第3条 県教育委員会は、<u>法第25条第1項の認定に当たっては</u>、市町村立学校教員にあっては所管する市町村教育委員会教育長、県立学校教員にあっては当該県立学校の校長（以下「所属長等」という。）からの申請によって行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 県教育委員会は、<u>法第25条第1項及び第4項の認定に当たっては</u>、当該教員から書面又は口頭により意見を聴くものとする。</p> <p>(審査委員会)</p> <p>第4条 県教育委員会は、<u>法第25条第1項及び第4項の認定に当たっては</u>、教育学、医学、心理学その他の児童生徒に対する指導に関する専門的知識を有する者及び保護者で構成する審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第6号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第4条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定有形文化財に指定する。

平成30年9月10日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者	備 考
県指定有形文化財	銅鑼口	高千穂町大字三田井 667 荒立神社	個人	天授六 十二月十三日等の刻銘がある
県指定有形文化財	銅鑼口	宮崎市神宮2丁目4-4 宮崎県総合博物館	宮崎県	永徳元暦辛酉十月日、文明十三五月十五日等の刻銘がある

--	--